

# 宮城県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農作業安全確認運動の一環として、ラジオ放送で注意を呼び掛ける。	6月	農業者	○	○	
JAグループ宮城が主催する農機フェア2023にて、農作業安全啓発の一環として、国作成チラシを用いて注意を呼びかける。	6月21日 6月22日	農業者	○	○	○
県主催の研修会等にて、農作業安全関連の一環として注意を呼びかける。	6～8月	農業者	○	○	○

# 茨城県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
全農いばらき主催の農業機械展示会において、ブースを設置し、熱中症対策チラシを配布する。	7/1~7/2	農業者		○	
sns (Twitter、Instagram等) において、熱中症に関する情報を発信する。	6月~9月	農業者、市町村、農協	○	○	○
県ホームページにおいて、熱中症に関する情報を掲載する。	通年	農業者	○	○	○
ラジオ広告にて、熱中症に関する情報を流す。	6月~9月	農業者	○		○

# 富山県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。  
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。  
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について  
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)  
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県で「熱中症リスクと予防対策、応急処置」のチラシを作成し、農業関係指導者に2回以上配布し、地域段階での熱中症予防啓発の資料として活用する。	6月～9月	普及員 農協関係者 共済組合職員 等	○	○	○
県等が作成する水稻等の技術資料に、「熱中症予防対策」を掲載して全農家に配布する。	7月～9月	農業者		○	
新聞広報に「農作業の熱中症予防」について掲載し、周知する。	6月～9月	農業者	○	○	
県が主催する農業者を対象とした研修会等で、「熱中症リスクと予防対策、応急処置」を記載したチラシを配布する。	6月～9月	農業者	○	○	○

# 岐阜県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。  
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。  
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農林水産省作成の熱中症啓発パンフレットを農林事務所、市町村、農協を通じて農業者へ配布し、周知する。	4月下旬～	農業者	○	○	○
大型特殊自動車免許取得に関する研修で実施する座学で、熱中症の対策についても啓発を行う（農水省のパンフレットにて対応）。	8月中旬	農業者 (30人)	○	○	○

# 滋賀県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。  
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。  
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について  
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)  
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県において、春の農作業安全啓発チラシ（約6900枚）を作成し、関係機関を通じて農業者へ配布する。	～5月	農業者		○	
農作業安全確認運動の参画機関が農業者への声かけ運動を行う。	5月～9月	農業者	○	○	○
県内で行われる農作業に係る研修において、農林水産省が作成した農業者向けパンフレットを配布するとともに、熱中症の予防策等を取り扱う。	5月～9月	農業者	○	○	○
県HPやSNSを通じ、周知を行う。	6月～9月	農業者	○	○	○
県において、秋の農作業安全啓発チラシ（約6000枚）を作成し、関係機関を通じて農業者へ配布する。	7月～9月	農業者	○	○	○

# 島根県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に係る各種通知を県機関・市町村・JA等へ周知する。	5月～9月	県・市町村・JA	○	○	○
熱中症対策ステッカーを県機関・市町村（各100枚）、JA（1,500枚）計4,300枚を配布す	6月～7月	県・市町村・JA	○		
県HPで熱中症対策に関する情報掲載を強化し、情報発信を行う。	6月～9月	農業者	○	○	○
対策強化期間内に県域で実施予定の「農作業安全に関する指導者向け研修」の場合、熱中症対策についても触れる。	6月～9月	農業者	○	○	○

# 鹿児島県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
鹿児島県オリジナルの熱中症対策に係るチラシを県農業機械連絡協議会負担にて作成し、市町村、農協、県関係機関、県地域振興局・支庁等へ計28,600枚配布	4月～6月(3月6日以降順次発送)	鹿児島県、市町村、県関係機関、農協	○	○	○
地域振興局・支庁普及担当向けの情報に「熱中症対策強化期間の設定」「周知内容」を掲載し、農業者に対する熱中症予防に向けた声がけを依頼した。	5月	農業者		○	○
地域振興局・支庁で開催する農作業事故防止研修会において、熱中症の予防策、熱中症にり患した場合の初期対応について説明を行う。 (6/8南薩地域振興局、6/22鹿児島地域振興局、他)	6月以降	市町村、農業者		○	○